

造石山寺所関係文書からみた安都雄足の官司運営

市川理恵

はじめに

石山寺の造営事業は、天平宝字五年（七六一）十月の保良京遷都にと
もない、同年十二月から翌六年八月にかけて実行された。その結果、建
物十一宇あまりの小規模な山間寺院は、二十数字の堂舎を持つ大寺院に
整備された。この造営事業に関係する史料は、造石山寺所関係文書とし
て正倉院に伝来し、福山敏男氏¹によって全体的な造営の過程があきらか
にされ、また岡藤良敬氏²によって史料の接続や表裏関係、記載内容の検
討が行われた。これらの研究成果により、今日まで多岐にわたって研究
が行われていることは周知の通りである。

さて造石山寺所関係文書は、正八位上の下級官人である安都雄足の具
体的な活動をみることでできる貴重な史料である。安都雄足は、省レベ
ルの官司である造東大寺司の主典であり、かつ他の判官・主典・史生な
どがそうしていたように、造東大寺司の一部局である所の別当³・雄足の
場合は、造石山寺所³・石山寺写経所⁴などを兼任していた。本稿では彼
の造石山寺所別当、造東大寺司主典としての役割をあきらかにし、石山
寺造営事業における権限について検討する。

一、造石山寺所の運営

1 造石山寺所別当としての権限

古代国家は石山寺造営事業を専門に行う官司として、造東大寺司の一
部局として造石山寺所を新置し、その別当に安都雄足を任じた。別当と
なった雄足は鷲森浩幸氏⁵があきらかにしたように、まず造東大寺司のな
から造石山寺所の案主・領を任用した。そして彼らがその下の被雇備
者を編成し、造石山寺所の人員配置が完了した。さらに造石山寺所は、
木材の伐採・作材に造東大寺司の所である甲賀山作所と田上山作所を、
そして物資の保管に造東大寺司の庄である勢多庄を利用した。⁶これらの
山作所や庄では、雄足が造石山寺所の領を山作所や庄の領として派遣
し、下達文書である「符」を下して命じていた。⁷すなわち雄足の人事権
は造石山寺所のみならず、山作所や庄にも及んでいた。⁸

造石山寺所の財源は、造東大寺司から必要に応じて下充されるべきも
のであったが、吉田孝氏が指摘したように、造石山寺所では早くから財
政が逼迫していた。造石山寺所食物用帳¹⁰には安都雄足への返米記事が並
んでおり（『大日本古文書』十五ノ四〇三など）（以下、『大日本古文書』
は巻ノ頁であらわす）、雄足が別当として私財を提供していたことが知
られる。しかし別当という立場にはない者、たとえば長上の船木宿奈万

表1 石山寺写経所からの貸与

日付	米・銭	出典
4.9	黒米5斗	食物用帳
4.24	白米2斗6升4合	〃
6.21	白米1斛	〃
6.24	白米5斗	〃
6.29	白米5斗	〃
7.20	銭240文	銭用帳
7.21	銭1貫	〃
7.27	銭3貫373文	〃
8.8	銭5貫722文	〃
8.9	銭3貫656文	〃
8.10	銭408文	〃
9.19	銭4貫260文	〃

別当・案主によって運営されていた。造石山寺所
 銭用帳に「二百四十文
 経料白米売価内借用」と
 あるように（五ノ三六
 五）、石山寺写経所が多
 く貸与していたのは白米
 を売った銭であり（表
 1）参照）、これは吉田
 孝氏が論じたごとく米価
 の季節間価格差を利用し

呂は甲賀山作所に私米を提供しており（五ノ八六）、司工の穂積川内も造石山寺所に私銭を提供している（十五ノ四四九など）、ある程度の立場にある官人（それは意外に広範囲かもしれない）は、私財を積極的に投入していたことがわかる。このように官司を潤滑に運営するために自身の私財を提供することは、雄足やその部下にとつては当然の行爲であった。

しかし官人の私財提供だけでは足りず、造石山寺所では石山寺写経所や石山寺からも財政支援を受けていた。そしてもっとも多く支援していたのは石山寺写経所であった。石山寺写経所は、東大寺写経所がその場を移したものであり、石山寺に奉納するための大般若経六百巻が書写されていた。その別当には、東大寺写経所別当の雄足がそのまま任用されたため、彼は造石山寺所と石山寺写経所の案主にも兼任した。さらに雄足は造石山寺所の案主に下道主を、石山寺写経所の案主に上馬養を採用したが、彼らはそれぞれ石山寺写経所や造石山寺所の発行文書や帳簿にも案主として署名しており、造石山寺所と石山寺写経所は、実質的には同じ

で得た利益であった。この利益は、雄足の裁量で獲得したもので、造石山寺所への流用がしやすかったのである。すなわち雄足は、所の財政を完全に掌握し、その運用や貸与の権限をも有していたのである。

さらに造石山寺所の造営事業と石山寺写経所の写経事業には、奇妙な連携がみられる。写経事業は、大般若経一部六百巻と理趣経二巻の書写が六年二月十一日から始まり、途中、四月二十日前後で一旦中断され、八月五日から再開し十二月初めに終了している。この中断期間には観世音経百巻を書写しているが、これは月に二十八巻くらいのペースであったのに対し、それまでの大般若経と理趣経の書写は百巻くらいのペースであった。すなわち四月二十日ごろから石山寺写経所の活動は抑制されるが、これはちょうど造石山寺所の米不足が深刻化していた時期であり、また八月五日から書写活動が本格的に再開されるが、これは造営事業の完成が近づいた頃であり、かつ米価が安くなる時期にあたる。つまり雄足によって双方の作業ペースが調整されていたのである。

また雄足は東塔所の別当も兼任していたことが知られるが、造石山寺所銭用帳九月十九日条では、造石山寺所の残材とともに雄足の私材と東塔所の材木の回漕が記されている（十五ノ四四五）。高嶋山作所には造石山寺所領である勝屋主が派遣されていたが、雄足はここに造石山寺所のみならず東塔所の材木の運漕と売買をも業務として割り当てていたのである。このように雄足は、自身が別当を兼任する所の業務を一括して処理する権限を持っていたのである。

造東大寺司では雄足の他にも、判官の葛井根道が木工所と造瓦所と造上山寺菩薩所の、主典の弥努奥麻呂が木工所と造香山薬師寺所の別当を兼ねていたことが知られる。山下有美氏は別当制の導入により、所のことは所の別当に専門的に担当させ、一定の決裁権限を付与することで運営の円滑化・合理化がもたらされたとするが、その別当を兼任すること

は、所の間での財源の融通や業務の統括が可能になることを意味した。すなわちより弾力的な官司運営を可能にしていたのである。

2 安都雄足の任用とその背景

石山寺造営事業は、藤原仲麻呂首唱による保良宮遷都に付随するものと捉えられ、石山寺は保良宮の付属寺院⁽¹⁹⁾と解釈されている。したがって仲麻呂の諸政策と密接な関係を持つ安都雄足が造石山寺所別当に任用されたのは、ごく当然のことであるように思える。しかし雄足は造石山寺所別当として、その人事と財政に関するすべての権限が与えられるかわりに、その業務を確実に遂行するよう要求されていた。すなわち彼の官人としての能力が何よりも重視された。

その能力の一つが「経済力」である。造石山寺所の財政が逼迫した折に雄足の私財が投入されたように、官司運営を潤滑に行うためには、別当にある程度の私財が蓄積されていなければならなかった。吉田孝氏が指摘したように雄足は、東塔所の財政運用において、自身の私材をも地域間価格差を利用して売買しており、また造石山寺所の立て替えて石山に近い田上の田を買い、岡田や越前国足羽郡の田を経営するなど諸国に私田を経営していた。そして雄足だけでなく、上馬養の米が雄足の米と一緒に石山寺写経所で購入され(五―二六九)、葛井根道の米についての注文が雄足の岡田米についての注文と一緒に、下道主から奈良へ送られているように(十六―二四)、他の官人も同様の行為をしていた。このように官司の財政運用において、同時に官人自身の財政運用が行われ、利益をあげていたことはあきらかである。吉田孝氏は「官人の私経済が造東大寺司の財政運用のなかに生きていた」と表現し、その後はこの「官人の私経済」が目玉され、特に小口雅史氏は官人の私富の蓄積を強調した。しかし「官人の私経済」が認められていたのは、彼らが官司

運営のために私財を提供する存在であったことが、広く認知されていたからではないだろうか。

また「経済力」とともに「人脈」も、官人の能力として不可欠であった。雄足の人事権は、造石山寺所のみならず甲賀・田上山作所や勢多庄などに及んでおり、ここでは雄足の任用した領・工によって運営され、さらに彼らによってその下部が編成されていた。すなわちまず有能な人材を領・工に起用することが最重要課題だったのであり、そのためには雄足自身が、造東大寺司内で幅広い人脈を持つていなければならなかった。雄足は天平二十年(七四八)九月から造東大寺司の舍人として活躍し、越前国史生に任用された五年間を除き、造東大寺司で過ごしていた。その意味で彼の造石山寺所別当任用はまさに適任だったのである。

二、造東大寺司主典としての役割

1 所の新置と停廢

安都雄足は造東大寺司主典として造石山寺所を運営し、さらにはその新置と停廢とを遂行した。造石山寺所の新置においては、雄足によって案主・領などが任用され、また雄足の請求により造東大寺司から財源が下充されたことが知られている。

停廢²³については、宝字七年五月六日付造石山院所解(五ノ四三八ノ四四〇)によって、六年九月十七日に材木など、翌七年五月六日に錢六八四文と工具・調理用具・舗設が造東大寺司に返却され、他の調理用具・貯蔵用具・食膳用具・櫃類と藁と檜皮が石山院に収置されたことが知られる。石山寺造営事業は六年八月に完成しているが、七年五月六日になつてようやく最終処分が決定したのは、後述する造石山寺所の五丈殿運漕の未払い分の処理があつたためであり、その間、造石山寺所の残物は、石山寺の三綱のもとで保管されていた。²⁴

一方、米や塩・海藻などの副食物は、どのように処理されたのであろうか。造石山寺所食物用帳の末尾には八月十三日付で、「海藻十八斤滑海藻七斤／（以下「」は改行をあらわす）右、造寺料用残、便寄^二奉写経所^一如^レ件」とあり（十六ノ一七八）、残った海藻・滑海藻が石山寺写経所に寄せられていることが知られる。また造石山寺所は石山寺から黒米二十石を借用しており、造石山寺所食物用帳にはいたるところに、「白米△斗／右、借充^二上寺^一、附^二△△^一」という返済記事がみられる。このうち八月十三日条には「下米伍斗／右、借充^二上寺^一、附^二国守家万呂^一」とあり、「自^二経所^一充遣、仍勾」の追筆が見られ（五ノ二四）、一方石山寺写経所食物用帳八月十四日条には「又下米伍斗／右借充^二上寺^一、附^二国守家万呂^一、但彼代、自^二造寺所^一可^二報来^一」とある（十五ノ四七二）。すなわち石山寺への米五斗の返済は、石山寺写経所が行っているものであり、後でその分を造石山寺所が支払うことになっている。そして石山寺写経所食物用帳によれば、その後はすべて石山寺写経所が返済している。⁽²⁵⁾

造石山寺所黒米報進文案（十五ノ二四八）は、造石山寺所が石山寺から借りた黒米二十斛の返済の量と日付（四月十二日から十一月二十九日まで）を記録するもので、「表2」は、この造石山寺所黒米報進文案と造石山寺所食物用帳、石山寺写経所食物用帳の記載内容を比較したものである。吉田孝氏は造石山寺所黒米報進文案の内訳に間違いが多いとしており、⁽²⁶⁾確かに八・九月は造石山寺所食物用帳の記載内容とくいちが⁽²⁷⁾う。しかし四月から七月までは一致しており、さらに十月・十一月は、石山寺写経所食物用帳十月十八日条の白米一斛と十一月三十日条の六斛六斗の記載がないものの、他は一致する。そして石山寺写経所食物用帳十一月三十日条には「右上寺充、附^二小鎮神勇師^一、但先日借用廿斛代、今日報了」とあり、先に造石山寺所が石山寺に借用していた二十斛が、

十一月三十日の石山寺写経所による白米六斛六斗の返済をもって完済されたことがわかる。⁽²⁹⁾このように石山寺写経所は八月十三日ごろから、造石山寺所が借用した米の返済を引き継いでいるのである。

さらに米銭請用注文（五ノ二八五～二八七）は、石山寺写経所が白米・糯米・小豆・大豆などを売って得た銭貨の支出を記したものであるが、その後半部分に、なぜか「自愛智郡宝字四年租米四十石五斗」とあり、造石山寺所が造東大寺司から徴収権を得た東大寺封戸の近江国愛智郡宝字四年租米（五ノ一四三）の用途や残米が記されている。この愛智郡宝字四年租米百二十五石五斗が、最終的に収納されたのは宝字七年六月十五日であり、愛智郡司解の書面上の提出先は造石山寺所であるが、実際には造石山寺所の停廃後は、石山寺写経所に納入されていたのである。⁽³⁰⁾そして愛智郡宝字四年租米の「用六石五斗」のうち四石を常食料として石山寺写経所が使っているように、造石山寺所の米は石山寺写経所に統合され、その収入も負債も引き継がれているのである。⁽³¹⁾

さてその石山寺写経所も書写が終了し、天平宝字六年十二月に停廃の準備がはじまる。十二月十五日付の石山院解（五ノ二八八）では、書写し終わった大般若経六百巻と理趣分一卷と残った海藻などの副食物とともに、石山寺写経所に納入されていた愛智郡租米の白米十二斛も造東大寺司に返却された。そしてその後の愛智郡租米の納入は、宝字六年閏十二月一日造寺司牒案（十六ノ一一一）により、閏十二月一日以降は直接、造東大寺司に納入されたことがわかる。

石山寺写経所の財務処理に関する文書（十五ノ二五二～二五四、十六ノ一一八～一一九）は、十二月二十四日以降に書かれたものであるが、ここでは紙以外の銭・米・副食物をすべて用尽としている。これはおそらく雄足の指示で、米や銭は帳簿の上では石山寺写経所の残物を用尽とし、余った物は造石山寺所の残物として処理したのであろう。なぜなら

造石山寺所へは愛智郡租米の進上がまだ続いていたのであり、また五丈殿運漕における材木流失にかかわる未払い分が残っていたのである。
 この未払い分については、宝字七年三月に壊運所に錢五貫七四〇文、米十斛七斗八升を支払うことが決まった(五ノ四〇〇〇四〇一)。壊運所は造東大寺司の所であり、石山寺造営事業において三丈殿一字と五丈殿二字を解体・運漕していたが、五丈殿の運漕中、材木の一部が夜須湖において流失したため、その支払いをめぐって造石山寺所ともめていた。雄足は米については、前年の閏十二月一日から準備をはじめ、勢多

庄に対して「彼所ニ買置一秋米内」の黒米六斛三斗八升を(十六ノ一一〇)、岡田鑄物師王公所に対して「彼買置米」の黒米五斛を壊運所に充てるように命じている(十六ノ一一九)。石山寺写経所の米売価錢用帳(五ノ二六六〇二七〇、十五ノ四五二〇四五三)では、八月十六日・九月五日に勢多庄領に買米料としてそれぞれ錢二貫を下給し、八月十日にも岡田鑄物所に錢一貫六〇〇文を米五石の価料として下給しているのであり、この時に購入しておいた米を造石山寺所の未払い分として壊運所に支払おうとしていたのである。そして錢は帳簿のうえで、造石山寺所

表2 石山寺への米の返済

黒米報進文案			造寺所食物用帳			写経所食物用帳		
日付		升	日付		升	日付		升
4.12	黒米	100	4.12	米	100			
4.23	白米	100	4.23	白米	100			
5.15	黒米	50	5.15	黒米	50			
5.25	白米	50	5.25	白米	50			
6.2	白米	50	6.2	白米	50			
6.6	白米	21	6.6	白米	21			
6.8	白米	20	6.8	白米	20			
6.28	白米	20	6.28	白米	20			
7.3	白米	20	7.3	白米	20			
7.9	白米	20	7.9	白米	20			
7.7	黒米	20	7.7	黒米	20			
7.12	白米	20	7.12	白米	20			
7.14	白米	50	7.15	白米	50			
7.22	白米	30	7.22	白米	30			
7.29	白米	20	7.29	白米	20			
			8.2	白米	20			
			8.5	白米	20			
			8.8	白米	10			
			8.11	白米	20			
			8.12	黒米	20			
			8.13	白米	20	8.14	白米	20
			8.13	黒米	30	8.14	黒米	30
						8.18	白米	10
						8.18	黒米	20
			8.19	黒米	50			
8.22	黒米	50				8.23	白米	10
						8.23	黒米	10
8.24	白米	2						
						8.26	白米	?
						8.29	白米	20
9月		2石3斗				9.19~22	黒米	50?
						9.24	白米	2
10.7	白米	2				10.7	白米	2
10.7	黒米	50				10.7	黒米	50
						10.18	白米	100
11.11	白米	60				11.11	白米	60
11.16	白米	50				11.16	白米	50
11.21	白米	20				11.21	白米	20
11.29	白米	20				11.29	白米	20
						11.30	白米	660

の残銭として処理した分から支払いを済ませた後、宝字七年五月六日に六八四文が造東大寺司に返却されたのである（五ノ四三八〜四四〇）。

以上のように造石山寺所が停廃されると、その財政は、まず安都雄足がその別当を兼ねる石山寺写経所に統合された。その結果、石山寺写経所では愛智郡租米が納入され、また石山寺への米の返済が行われた。そして石山寺写経所が停廃される際には、帳簿のうえでは石山寺写経所の残物を用尽とし、余った分は造石山寺所の残物として処理し、ここから五丈殿運漕の未払い分を支払った後に造東大寺司に統合したのである。すなわち造石山寺所・石山寺写経所の停廃後の財政処理も、雄足の主導のもとに行われたのである。

2 造東大寺司政所での協議

造東大寺司では、その部局として多くの所を抱えており、それぞれの所の別当たちは、みな安都雄足と同様に所の業務・人事・財政を完全に掌握し、所の新置と停廃をも主導した。すなわち所はその別当によって造東大寺司から分離・独立し、やがてその事業が終了するとまた統合されたのであり、造東大寺司は、所そのものを別当に丸投げする形で包括していたのである。そして所の人材・財源が造東大寺司から派遣・下充されていたように、造東大寺司は所の母体であり、人材や財源をプールする場であった。

さらにそれぞれ造東大寺司の判官・主典・史生でもあった所の別当たちは、造東大寺司政所において人材の配置や財源の配分について協議していた。鷲森浩幸氏があきらかにしたように、たとえば特定の人物を領や工として配属を希望する場合、その人物を希望する所の別当が政所に申請し、政所ではその人物が所属している所の別当に打診し、許可が得られた後、正式に配属が決定されていた。そして造物所の木工が「髒」

によって、造石山寺所に派遣されているように（一五ノ一五三）、造石山寺所別当と造物所別当との直接協議によって、工の派遣が決定されることもあり、その際の協議の場は基本的には政所であった。このように人事決定の過程は、所の別当が主体であり、政所の中央集的な管理力は極めて弱かった。

そして所の財源は本来、所の別当の請求にしたがって、造東大寺司が必要な時に必要な量だけを下充する仕組みであった。財源が豊富な時はそれで問題なかったが、当時は造東大寺司の財政も逼迫していたため、財源の配分についても協議されていた。たとえば愛智郡宝字五年庸米は、近江国庁に合計六十斛三斗を収納したことを報告する文書が存在し（十五ノ一五四）、このうち四十五斛三斗は造石山寺所分で、残る十五斛は「奈良寺司」の分とある。そしてこの十五斛はその返抄により（五ノ一一三）、造物所に充てられていることがわかる。すなわち造東大寺司は苦肉の策として、封戸からの収入やその徴収権を直接、所に充てていたのであるが、その具体的な配分は、政所における所の別当たちの直接協議に基づいて決定されていたと思われる。そして三月に造東大寺司から焦げ付いていた愛智郡宝字四年租米の徴収権を得た造石山寺所が（五ノ一四三）、これを徴収しようとする、すでにその一部は造東大寺司史生の麻柄全麻呂が運び去っていた（十五ノ一八一）。行き違いが生じているが、この麻柄全麻呂も造香山葉師寺所の別当であり、所の別当が主体となって財源の確保に奔走している様子が窺われる。

以上のことから造東大寺司は所を別当に丸投げしていたこと、そして造東大寺司政所は、各所の別当を兼任した判官・主典・史生たちがそれぞれを代表して、人材・財源の配置・配分を協議する場であったと思われるのである。

三、石山寺造営事業における権限

本節では石山寺造営事業における安都雄足の権限を考察したい。石山寺の造営事業は大きく甲賀・田上山作所での作材とその運漕、壊運所による三丈殿・五丈殿の解体・運漕、そしてこれらの現場での組み立ての三つ工程に分かれていた。まず甲賀・田上山作所における雄足の影響力をみてみたい。

先述したように、雄足は造石山寺所の領を甲賀・田上山作所の領として派遣し、彼らに「符」を下していた。そして甲賀・田上山作所の財源は造石山寺所から下充されていた。「表3」は、田上山作所の正月・二月、三月、四月告朔解と造石山寺所の銭用帳・食物用帳との物資を収納した日付と量とを比較したものである。両者の記載内容は一致することが多く、⁽³⁶⁾ここから田上山作所が造石山寺所から物資を下充されていたことがわかる。一方、甲賀山作所も十二月・正月と三月・四月の告朔解が存在するが、これらは「表4」にみるように、造石山寺所の銭用帳・食物用帳との一致が少ない。しかしこれは主に造石山寺所食物用帳が、正月十四日条から書きはじめられていることが原因である。さらに甲賀山作所の停廃時において、十二月・正月告朔解では、購入された「櫓一口・櫃一合・折櫃一合・麻笥一口・小笥二合・釜一口」が「即返上司」と記されているので(五ノ八七)、一見、甲賀山作所が造石山寺所を介さずに直接、造東大寺司に物資を返却したように解される。しかしたとえば釜は、秋季告朔に「鉄釜壹口 買」とあるが(十六ノ二四三)、これは十二月・正月告朔解で甲賀山作所が購入したものしか存在しないので、造石山寺所に返却されたことがわかる。⁽³⁷⁾

また甲賀山作所三月・四月告朔解においては、塩七升と醬滓二斗が「自」司請」とあるが(五ノ九五)、塩は造石山寺所食物用帳三月十三日

条の五升(十五ノ三八一)と四月十日条の二升(十五ノ三九三)の合計であり、醬滓も造石山寺所食物用帳三月十五日条と一致するので(十五ノ三八二)、これは実際には造石山寺所からの支給である。このように甲賀山作所と造東大寺司との間には直接的なやりとりはなく、常に造石山寺所が関与していた。そして銭においては、例えば造石山寺所は人功の「日別十五文已下」を充ててることを指示したうえで(十五ノ一七三)、功料四貫を充て、甲賀山作所ではこれを配分して残銭五三九文を返上しているように(五ノ三五八)、造石山寺所は八貫、四貫というまとまった銭を山作所に送り、山作所において功料などの細かい配分が行われ、残銭は返上されていたのである。

これに対して壊運所は、その財源の調達がまったく異なっていた。信楽殿壊運所解(五ノ七四)は、壊運所から造石山寺所へ提出された三丈殿の壊運漕の見積りである。すなわち三丈殿の壊運漕には、本所から川津まで百八十六人、川津から石山津まで百六十九人の計三百五十五人を要とする。このうち本所から川津までの百八十六人については、功食の記載がないが、これは三丈殿を施入した法備が負担したものと思われる。⁽³⁸⁾そして追筆に「依三徳宣一充二銭三貫二百一十一文/米三斛三斗八升/奉宜史生師」とあるように、川津から石山津までの百六十九人の功銭二貫五三五文に、粉酒直の六七六文を足した三貫二一十一文と、その食米三斛三斗八升が大徳(良弁)宣によって調達されたことが記されている。

さらに秋季告朔には興味深い記載がある。岡藤良敬氏によると、秋季告朔は「I」雑物、「II」作物、「III」散役から構成されるが、「I」雑物の米の部分において、三丈殿一字の壊運に関わった雇夫百六十九人の食料三斛三斗八升到「右米、依三徳宣」とあり(十六ノ二四九)、大徳宣に依るものであることが明記されているが、さらに五丈殿二字の

表3 田上山作所告朔解と関連帳簿の比較

		田上山作所		造石山寺所	
		正月告朔解		食物用帳・錢用帳	
物資	日付	量	日付	量	
錢(文)		5000	1.16	15000	
米(升)		900			
塩(合)		150	1.16	100	
〃			1.24	50	
海藻		36斤・5連	1.16	5連	
滑海藻		51斤・3嶋	1.16	3嶋	
末醬(升)		1	1.26	1	
			1.26	酢滓35升	
		二月告朔解			
錢(文)	2.2	3000			
〃	2.18	3000			
〃	2.28	2000			
〃	3.2	2000			
米(升)	2.2	300	2.3	黒米300	
〃	2.11	300	2.11	黒米300	
〃	2.18	300	2.18	黒米300	
〃	2.23	150	2.23	黒米150	
〃	2.28	300	2.28	黒米300	
塩(合)	2.2	100	2.3	100	
〃	2.11	20	2.11	20	
〃	2.28	50	2.28	50	
海藻(斤)	2.2	30			
〃	2.20	15	2.21	15	
滑海藻(斤)	2.2	20			
〃	2.20	15	2.21	15	
醬滓(升)		30	2.8	30	
菹(升)	2.1	55			
		三月告朔解			
錢(文)	3.9	4000	3.9	4000	
〃	3.20	2000	3.20	2000	
〃	3.24	5000	3.24	5000	
米(升)	3.2	200	3.2	200	
〃	3.6	50	3.6	黒米50	
〃	3.7	250	3.7	黒米250	
〃	3.7	50	3.7	黒米50	
〃	3.14	100	3.14	黒米100	
〃	3.9	300	3.9	黒米300	
〃	3.15	309.2	3.15	黒米309.2	
〃	3.19	50	3.19	黒米50	
〃	3.20	208	3.20	黒米208	
〃	3.23	203.8	3.23	202.8	
塩(合)	3.9	70	3.9	70	
〃	3.12	100	3.12	100	
〃	3.20	30	3.20	30	
〃	3.23	100	3.23	100	
滑海藻(斤. 両)	3.2	30	3.2	30	
〃	3.12	4.8	3.12	4.8	
〃	3.16	6.8	3.16	6.8	
〃	3.23	8.8	3.23	若滑海藻8.8	
醬滓(升)	3.2	3	3.2	3	
〃	3.7	7	3.7	7	

〃	3.12	10	3.12	10	
〃	3.15	10	3.15	10	
〃	3.23	10	3.23	10	
酢滓(升)	3.2	5	3.2	5	
〃	3.7	20	3.7	20	
		四月告朔解			
錢(文)	3.30	3000	3.30	3000	
〃	4.15	2000	4.14	2000	
〃	5.2	5000	5.2	5000	
〃	5.10	300	※5.10	300	
米(升)	3.26	100	3.26	黒米100	
〃	3.28	100	3.28	黒米100	
〃	4.1	200	4.1	黒米221	
〃	4.7	100	4.7	黒米100	
〃	4.10	100	4.10	黒米100	
〃	4.13	100	4.13	黒米100	
〃	4.19	50	4.19	黒米50	
〃	4.21	56.8	4.21	黒米56.4	
〃	4.23	100	4.23	黒米102	
〃	4.26	100	4.26	黒米100	
〃	5.2	300	5.2	黒米300	
〃	5.10	50	5.10	白米50	
〃	5.13	100	5.13	100	
〃	5.16	50	5.16	白米50	
塩(合)	4.1	30	4.1	30	
〃	4.7	20	4.7	20	
〃	4.10	20	4.1	20	
〃	4.19	20	4.19	20	
〃	5.16	10	5.16	10	
〃	5.23	30	4.23	30	
〃	5.28	20			
醬(升)	3.24	1	3.24	2	
酢(合)	3.24	3	3.24	3	
醬滓(升)	4.1	1	4.1	1	
〃	4.7	4	4.7	4	
〃	5.13	1	5.13	醬1	
末醬(升)	4.15	4	4.15	4	
〃	5.2	3	5.2	3	
酢滓(升)	4.22	3			
			4.19	若滑海藻2村	
			4.19	海藻1把	

※岡藤良敬氏は、その著書270頁(前掲注(2)著書)で、造石山寺所錢用帳のFとGの断簡は接続していた可能性は高いとしているが、両者が接続し、五月十日条の三百文が田上山作所に送られたとすると、四月告朔と一致する。

壊運に携わった「領僧并夫及女一千九百八十五人」の食料の総額三十九斛一斗についても「右、依二大僧都宣」、附三即領僧寶慶并法宣師等一充二食米、并雇役夫等一如レ件」とあって、これも大徳宣によって調達されたことがわかる。また「I」雑物の銭は、破損が激しいが、五丈殿・三丈殿の銭の支出を記した後の「右■條銭■大僧都宣、充用如件」の記載が「大僧都宣即附■国師充銭等如件」に訂正されていることがわかる（十五ノ一二七）。前者は、おそらく「右二條銭依二大僧都宣」、充用如レ件」であり、「右二條」すなわち五丈殿と三丈殿は、良弁の宣によって銭が充てられたとしている。続く「II」作物の信楽宮辺買板屋二字（五丈殿）と法備国師奉入板殿一字（三丈殿）には、それぞれ「右依二大僧

所の財源は、造石山寺所から独立したかたちで調達されたのである。さらに秋季告朔の「II」作物の足庭作物等で「右依二大僧都宣一自二信楽一買選堅如レ件」とあるように（十六ノ二一〇）、五丈殿が良弁の宣により購入・移築されたこと、「III」散役で、五丈殿二字と三丈殿一字の合計三字について「右、二條殿三字、依二大僧都宣」、須三彼所レ仰令二漕運一」とあるように（六ノ三四八）、良弁の宣によって三丈殿・五丈殿の運漕が行われたことがわかる。また三丈殿を施入した法備が、良弁と関わりの深い人物と思われることから、この三丈殿・五丈殿の取得・解体・運漕という一連の業務は、良弁の企画であったと考えられる。そして壊運所の領である慶寶・正順・法宣が、近江夜須郡林寺の僧であ

表4 甲賀山作所告朔解と関連帳簿の比較

物資	甲賀山作所		造石山寺所	
	十二月・一月告朔解		食物用帳・銭用帳	
	日付	量	日付	量
銭（文）	12.19	6000	12.24	8000
〃	1.1	9000	1.1	7000
〃			12.27	194
米	12.18	65.8		
海藻（連）	12.26	10		
〃	1.1	20		
滑海藻（嶋）	1.1	4		
末醬（升）	1.1	25		
酢滓（升）	1.1	35		
塩（合）		515		
菹（升）	12.26	10		
	三月・四月告朔解			
銭（文）	2.5	272	4.25	70
〃	3.13	4000	3.13	4000
〃	3.23	4000	3.23	4000
米（升）	2.5	876.2		
〃		125		
塩（合）		70	3.13	50
〃			4.10	20
海藻（斤・両）	3.18	6.12		
醬滓（升）		20	3.15	20
酢糟（升）		10		
			4.10	酢滓3升

都宣一、附二近江林寺僧寶慶并法宣師等一充二功食料一、自三本所一迄レ漕如レ件」「一字依二大僧都宣一、即附二国師一充二功食料一、令レ漕如レ件」とあって（十六ノ二二七、二二八）、五丈殿直と五丈殿・三丈殿の壊運漕にかかった功食は、すべて大徳宣によって調達されている。以上のように良弁の宣によって、三丈殿の川津から石山津までの壊運人の功食、五丈殿の直とその壊運人の功食が調達されたのであり、これらは造石山寺所の財源から支出された。その結果、壊運所の物資は、法備と良弁の宣とによってすべてが用意された。つまり壊運

ることから、良弁が直接任用した可能性が高い。

以上のことから壊運所の業務も人事も財源もすべて良弁が掌握していたと思われる。壊運所については、すでに造石山寺所が領を派遣した形跡がなく、また造石山寺所との間の文書も「解・牒」によってなされていること、さらに造石山寺所からの文書の安都雄足の肩書きには「別当」や「造東大寺司」とあり、造石山寺所との関係が相対的に疎遠であったことが指摘されている。このように壊運所は石山寺の造営事業を担った機関として、同じ造東大寺司の所である甲賀・田上山作所と並び称されることが多いが、壊運所は良弁の直轄であり、雄足は関与していなかったのである。言いかえれば石山寺造営事業における安都雄足の権限は、造石山寺所と甲賀・田上山作所にまでしか及んでいなかったためであり、すべての部署を統率できたのは良弁ただ一人だったのである。良弁が東大寺・造東大寺司・石山寺を統率下に置く権力者であったことはすでに指摘されているが、石山寺造営事業そのものが良弁の事業だったのである。

さらに良弁が石山寺造営事業に直接関与していたことも、多くの先行研究が指摘しているが、財政に関しても、良弁はその宣で坂田庄の大菩薩料地子米を石山寺造営費用に充てるよう命じている(五ノ一四三、十五ノ二五四・四四〇)。また良弁が統率する石山寺からは、先述したように黒米二十石が造石山寺所に貸与されているが、これ以外にも錢五十貫も貸している。宝字六年正月十六日の造石山寺所解(十五ノ一三八)では、漆を買うために造東大寺司に二十貫の借用を申請しており、この錢は即日下充されたが、追筆に「如負請來自上寺」とあるように、造東大寺司ではなく「上寺」からやってきた。僧神勇充錢注文(五ノ六七)に、この時の二十貫と二十日の十貫、二月八日の二十貫の計五十貫を造寺料として造石山寺所に貸したことが記されるので、「上寺」とは神勇

が所屬する石山寺を指す。つまり造石山寺所が造東大寺司に借金を願ったものの、造東大寺司にその余裕がなかったためか、かわりに石山寺が錢を送ったのである。これは造東大寺司と石山寺とを統率する良弁の計らいによるものと考えられる。

このように良弁は、雄足が造石山寺所・石山寺写経所などで有していた業務・人事・財政の権限を、東大寺・造東大寺司・石山寺において有していた。すなわち石山寺造営事業は、良弁―東大寺・造東大寺司・石山寺、安都雄足―造石山寺所・山作所という重層的な統率関係により遂行されていたのであり、雄足はその実務を担っていたのである。

おわりに

最後に本稿であきらかにした安都雄足の官司運営をまとめる。

一、石山寺造営事業は良弁の事業であり、すべての権限は彼が掌握していた。安都雄足は、その経済力と造東大寺司内での人脈とが評価されて造石山寺所別当に任用されたのであり、彼は良弁の下で着実に実務をこなし、財政が逼迫するなか、短期間に石山寺の造営事業と写経事業とを成し遂げた。

二、安都雄足が掌握していたのは、別当を兼任していた造石山寺所や石山寺写経所・東塔所などであり、また造石山寺所から領を派遣し、その財源も造石山寺所から下充されていた田上・甲賀山作所などであった。これらの所では業務・人事・財政に関するすべての権限を完全に掌握していた。

三、財政難にあえぐ造石山寺所に対し、安都雄足は私財を投入するとともに、特に自身の判断により、季節間価格差を利用して得た石山寺写経所の米売買の利益を積極的に融通した。さらに高島山作所に造石山寺所とともに東塔所の材木の運漕・売買を指示し、ま

た写経事業を一定期間抑制するなどして、出費を最小限に抑えた。すなわち雄足は別当を兼任する所の間において財源を融通しつつ、業務の割り当てや作業ペースをも決定していた。

四、安都雄足は造東大寺司主典として、政所で人材の配置や財源の配分を協議するとともに、所の新置と停廃をも主導した。そして造石山寺所が停廃される際には、その財政を石山寺写経所と統合させ、また石山寺写経所が停廃される際には、造石山寺所の未払い分を石山寺写経所が買い付けた米などで弁済した後、造東大寺司に統合させた。

造東大寺司は別当に、所の業務・人事・財政に関するすべての権限を与え、所そのものを別当に丸投げするかたちで所を包括していた。すなわち造東大寺司は所の母体として、人材や財源をプールしていたのであり、その政所は所の別当の協議の場として機能していた。このようなあり方は、他の官司、特にその組織の一部を割いて造離官司や造勅旨省司・造東内司などを設置していた造宮省⁽⁴⁷⁾などと共通項があるかもしれないが、それは今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造宮」『日本建築史の研究』桑名文星堂、一九四三年。
- (2) 岡藤良敬「日本古代造宮史料の復原研究」法政大学出版局、一九八五年。以下、特に断らない限り、岡藤氏の見解は当論文による。
- (3) 「造石山院所」「作石山寺所」などとも呼ばれるが、本稿では「造石山寺所」に統一する。
- (4) 「奉写石山院大般若経所」と呼ばれることが多いが、本稿では「石山寺写経所」に統一する。
- (5) 鷲森浩幸「天平宝字六年石山寺造宮における人事システム―律令制官

司の側面―』『日本史研究』三五四、一九九二年。以下、特に断らない限り、鷲森氏の見解は当論文による。

- (6) 近江国愛智郡宝字五年庸米が勢多庄に置かれていたように(『大日本古文书』十五ノ三一、松原弘宣「勢多庄と材木運漕」『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、現場の造石山寺所が機能する以前は、ここにその物資が保管されていた(甲可山作所解(四ノ五二六)・甲賀山作所十二月・正月告朔解(五ノ八六))。

- (7) 松原弘宣「『所』と『領』」亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年。

- (8) ただし鷲森浩幸氏が指摘するように、開設当初は案主・領の任命は、造東大寺司から認められていなかった(前掲注(5)論文)。

- (9) 吉田孝「律令時代の交易」『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年。以下、吉田氏の見解は当論文による。

- (10) 『大日本古文书』五ノ五ノ二二、十五ノ三七八ノ四三六、五ノ二九ノ三〇、五ノ二五ノ二九、五ノ二四ノ二五、十六ノ一七七ノ一七八。

- (11) 岡藤良敬氏は、船木宿奈万呂は従六位上の長上工、穂積川内は無位の未選工であったとする(『造寺司木工について』竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房、一九六八年)。

- (12) 山下有美「写経機構の変遷」『正倉院文書と写経所の研究』一一八頁、一九九九年。

- (13) 山下有美「写経機構の内部構造と運営」『正倉院文書と写経所の研究』三〇七〜八頁、一九九九年。

- (14) 岡藤良敬氏、前掲注(2)著書、四三四頁。

- (15) 造石山寺所食物用帳六月二十一日条(十五ノ四一七)。山本幸男氏「造石山寺所の帳簿(下)―筆蹟の観察と記帳作業の検討―」『相愛大学研究論集』一五、一九九八年。

- (16) 高嶋山作所小川津で購入したと思われる東塔所の材を泉で売却させ、その利益で東塔の歩廊を作る様工等の功食料に充てていた(吉田孝、前掲注(9)論文)。

- (17) 山下有美氏、前掲注(13)論文、三二七頁。

- (18) 山本幸男「造東大寺司主典安都雄足の『私経済』」『史林』六八―二、一九八五年。
- (19) 鷲森浩幸「造石山寺所の給付体系と保良宮」『正倉院文書研究』十二、二〇一一年。
- (20) 小口雅史「安都雄足の私田経営―八世紀における農業経営の一形態―」『史学雑誌』九六―六、一九八七年。
- (21) 山本幸男氏、前掲注(18) 論文。
- (22) 小口雅史氏、前掲注(20) 論文。
- (23) 造石山寺所は文書においては、愛智郡宝字五年租米の納入が終わる宝字七年六月までその名称があらわれるが(五ノ四四五)、実質的には石山寺の造営事業が終了した宝字六年八月ごろに停廃されていた。
- (24) 奉写二部大般若経解移牒案(五ノ三三三)の閏十二月二十三日の司符には、石山寺の三綱の状によって閏十二月十九日に盗難に遭い、造寺料が盗まれたことが報告されている。
- (25) ただし九月二十二日条(?)で「上寺借充、附^二国守家万呂^一、但彼替自^二造寺司^一可^レ来」とあり(五ノ三三二)、この分は造東大寺司から替米が来ている。
- (26) 八月の部分は、正しくは「八月中五斗二升 廿二日黒五斗付家万呂 廿四日白二升付家万呂」であり、九月は報進した十一斛七斗五升から、四月×八月と十月・十一月分を引くと、二石三斗となる。
- (27) 八月は石山寺写経所食物用帳では一石二斗を、造石山寺所食物用帳では一石九斗を返済したことになる。九月にいたっては、石山寺写経所食物用帳では五斗二升の返済しかなく、造寺所黒米報進文案の内容と異なる。
- (28) 『大日本古史書』では「但廿日借用廿斛代」とあるが(十五ノ四九七)、「廿日」は「先日」の誤りである。
- (29) 十一月三十日付の石山寺からの返抄も残っている(五ノ二八七)。
- (30) そして十一月一日付の米銭請用注文で、租米四十石五斗が納入されたことから逆算すると(九月二十八日の十二石、十月十五日の九石、同月十六日の六石、同月十七日の七石五斗、同月二十三日の六石の合計が四
- 十石五斗となる(福山敏男氏、前掲注(1) 論文)、九月二十八日進上分から石山寺写経所に納入されたと考えられるが、その前の進上は七月九日なので、やはり石山寺の増改築が完成した八月ごろに納入先が変更されたと考えられる。
- (31) 一方銭については、詳細を知ることができない。しかし造石山寺所錢用帳の六月下旬以降の記載から借銭が非常に多いことが知られ、なかでも一番多いのは石山寺写経所からのものである。おそらく銭もまた米や副食物と同様に石山寺写経所に統合され、結果的には石山寺写経所からの借銭は帳消しにされていたと思われる。
- (32) 岡藤良敬「信楽板殿閏係史料の検討―壊運漕費の『残務整理』―」皆川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、一九九八年。
- (33) 壊運所は多様な名称で呼ばれており(岡藤良敬「信楽板殿壊運漕の経過と経費」『福岡大学人文論叢』二五―三、一九九三年)、特に「信楽板殿壊運所」と呼ばれることが多いが、「信楽」は、秋季告朔では五丈殿を運漕した組織のみ使われている。しかし大橋信弥氏が指摘するように、三丈殿と五丈殿の運漕は、同じ組織が関わっていたと思われるので(「信楽殿壊運所について―天平末年の石山寺造営の背景―」『古代豪族と渡来人』吉川弘文館、二〇〇四年、初出、一九九五年)、本稿では単に「壊運所」と呼ぶ。
- (34) 山下有美氏は、安都雄足が造物所別当を兼ねていたとするが(前掲注(13) 論文、三三三頁)、本稿では、造東大寺司史生の川原人成が造物所別当だったとする矢越葉子氏の見解(「造石山寺所の文書行政」『正倉院文書研究』十一、二〇〇九年)に従う。
- (35) また造石山寺所は造物所・鑄物所などと「牒」によって物品の貸し借りをしていることが知られるが(矢越葉子氏、前掲注(34) 論文)、これも所の別当の直接協議によるものと思われる。
- (36) 詳細を比較すると、正月告朔解では錢五貫の収入を記すが、錢用帳では十五貫を送ったことになっており、後者では、正月と二月の分を合わせて正月十六日条に記していることがわかる。また食物用帳や造石山寺所解移牒符案(十五ノ一四四)では、「酢滓三斗五升」を送ったことになっ

- ているが、これは告朔解には見えない。米九石も食物用帳に見えないが、これは同帳が正月十四日条から記帳されたためと思われる。二月告朔解の「海藻三十斤、滑海藻二十斤」は食物用帳には見えないが、造石山寺所解移牒符案(十五ノ一四九)によって、二月三日に造石山寺所の命令により、勢多庄から田上山作所へ送られたことがわかる(二月告朔解では菹五斗五升も食物用帳に見えないが、これも勢多庄より直接、田上山作所に送られた可能性がある)。そして四月告朔解は、数量に異同はあるものの、大体は銭用帳・食物用帳と一致する(ただし五月二十八日に請けた塩二升は食物用帳になく、五月十三日に請けた醬滓一升は食物用帳では醬とし、四月二十二日に請けた酢滓は食物用帳にない。また食物用帳四月十九日条の若滑海藻二材と海藻一把は告朔解に見えない)。
- (37) また槽は、秋季告朔では二口を購入したようになっており(十六ノ二四三)、これは甲賀山作所で購入した一口と、銭用帳二月三十日条(四ノ五三五)で購入した一口の合計である。そして宝字七年五月六日造石山寺所解(五ノ四三九ノ四四〇)において、宝字七年五月六日に鉄釜一口を造東大寺司に返却し、槽二口が石山院に収置されていることがわかる。
- (38) 福山敏男氏、前掲注(1) 論文。
- (39) ただし、この部分は「右二條、依二大僧都宣」、即附二国師一充二食米、并雇役夫等一如レ件」に訂正されている。
- (40) 鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧―東大寺・石山寺造営を中心に―」『ヒストリア』二二二、一九八八年。
- (41) 大橋信弥氏、前掲注(33) 論文。
- (42) 大橋信弥氏、前掲注(33) 論文。
- (43) 矢越葉子氏、前掲注(34) 論文。
- (44) 良弁は東大寺三綱を超えた存在で一人東大寺を代表するという特殊な地位にあり(加藤優「良弁と東大寺別当制」奈良国立文化財研究所創立三十周年記念論集『文化財論叢』同朋舎、一九八二年)、造東大寺司とともに石山寺をも統率していたことが指摘されている(鷲森浩幸氏、前掲注(40) 論文)。
- (45) 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」『南都仏教』三一、一九七三年、加藤優氏、前掲注(44) 論文、鷲森浩幸氏、前掲注(40) 論文など。
- (46) 矢越葉子氏は、石山寺本尊の丈六観世音菩薩の供養料として設定された地子米とする(前掲注(34) 論文)。
- (47) 今泉隆雄「八世紀造宮官司考」『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出、一九八三年。